

白馬村第 5 次総合計画 - 前期基本計画（案）についての意見募集（パブリックコメント）結果

1. 意見募集対象

白馬村第 5 次総合計画 前期基本計画（案）

2. 意見募集期間

平成 28 年 8 月 24 日（水）午前 9 時から平成 28 年 9 月 14 日（水）午後 5 時まで

3. 意見の募集方法

電子メール、郵送、FAX、持参

4. 受付意見数

5 名（14 件）

5. 意見・提案と村の考え方

別紙のとおりご意見に対する村の考え方をお知らせします。

No.	ご意見・ご提案の概要	村の考え方・回答	計画案の 修正の有無
1	（行政区加入率に関して） 現在の数値を考えると 目標値は妥当だと言えますが、脱退の防止及び加入の促進のために、目標値を 100%に近づけてほしい。区への加入は環境基本条例や区内のゴミ集積場等にも関係する案件ですので、未加入者にはあくまでも区に加入することが「当然」といった姿勢で事業を推進していただきたい。	行政区加入率の目標値については、5 年後の現実的な数値として設定したものです。100%の加入率は理想ですが、現実的には困難と考えます。しかし、これまでの村の歴史や今後の人口減少社会を踏まえ、各地区の活力を維持するために協働の村づくりを推進することが必要です。加入率を高く設定し、行政区役員が加入促進しやすい環境をつくるために、目標値を 80%に修正します。	有
2	（全般に関して） ごもっともな内容ばかりですので、あとは具体的な施策をまとめて、行動に移せるかだと思います。全てを実行・達成できれば、今でも素晴らしい白馬村がさらにどんなに変貌するか楽しみで仕方ありません。 計画倒れにならないためにも、スピード感を持って行動することが大切かと思います。案件によっては、目標値の H32 を待たずとも今年・来年でできそうなものも散見されます。例えば、移住定住イベント、外国住民との意見交換会の回数、ふるさと白馬応援し隊イベント回数などイベント系のものは、早期に実現できるのではないのでしょうか。 総合計画の内容を拝見すると、全国どの地域でも目指すべき目標と、白馬村だから目指せる目標にわかれると思います。白馬村の魅力は、何といっても日本一・世界一の山岳景観ですので、他の地域との差別化・差異化するためにも「白馬村観光地経営計画」が総合計画の柱であるべきかと思います。	今後、予算に反映させるための実施計画の作成にあたり、全体的な予算配分も考慮しながら、早期に実現できるものは可能な限り前倒しで実施したいと考えます。 また、白馬村観光地経営計画を実行していくために、観光地経営会議を柱に、観光局、観光事業者等と行政が連携し、本村の強みである山岳景観により他地域との差異化・差別化を図りながら、各種事業を進めます。	無

No.	ご意見・ご提案の概要	村の考え方・回答	計画案の 修正の有無
3	(移住者に関して) 白馬ファンは、都会の喧騒から逃れるため、自然豊かな環境を求めて移住・訪問している方がほとんどだと思います。そのため、定住者の大幅増加ではなく、村内での消費者を増やすことの焦点を当てるべきだと考えます。計画書の中でも、高齢化の波を相殺できる程度の移住者増加を目標とされているようなので、賛同致します。	少子高齢化による社会的影響を緩やかにするために、一定の移住者を確保しながら、村内消費向上のために交流人口の増加を目指します。また、訪問される方に対し、永続的に自然豊かな環境と居心地の良さを提供できる村づくりを推進します。	無
4	(訪問者増加に関して) まずは観光局からのマーケティングだと思いますが、何かが変わろうとしている村をアピールするためにも話題性も必要だろうと思います。 国家戦略特区へ指定されるべく政府に働きかけては如何でしょうか。地方創生、インバウンドなどの流れの中、白馬村は特区として十分に値する特別な地域だと思っています。それに伴って、DMO も設置し、今般の総合計画を推進する体制を作るべきかと思っています。 話題作りだけではなく、政府からの支援を受けられ、地方創生のノウハウも得られるはずです。 それから、何をやるにも残念ながら資金が必要です。 資金調達の一つとして、もっと積極的にクラウドファンディングを活用すべきだと思っています。クラウドファンディングは地方応援の要素もあり、投資余力のある人は旅行に行ける余力もあるでしょうし、宣伝にもなるかと思っています。	総合計画や白馬村総合戦略、観光地経営計画等の事業推進、地方創生のために、特区制度の活用も視野に入れ、国内外のお客様に選んでいただける地域を目指します。 資金調達につきましては、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングに取り組んでいるところですが、村の事業に関する PR やファンの獲得も含め、多様な調達方法を検討したいと考えます。	無

No.	ご意見・ご提案の概要	村の考え方・回答	計画案の 修正の有無
5	（再訪者増加に関して） 再訪者を増やすことも、口コミで初めての訪問者を増やすことにつながるかと思います。 そのためには、まずは村民・行政・事業者が一体となることが大事です。改善しようとする姿勢、新しい試みに挑戦している地区へ訪問すると期待が持てます。	ご意見いただいたとおり、村民・行政・事業者が一体となり、国内外の多くの方から「訪れたい」と思ってもらえるような地域となるよう、新たな取り組みや PDCA の実施により村づくりを推進します。	無
6	（「さびれた」感を出さないことに関して） 人気のない観光地と思い込まれて訪問者が減る悪循環になります。逆に手入れの行き届いた街並みを見ると活性化している印象を与え、何かあると期待感が持て、再訪したくなります。これも、もてなしの一環です。空き店舗・空き家、耕作放棄地、ゴミの不法投棄、街中のゴミの削減の取り組みに期待しています。耕作放棄地を活用した特産物の生産、または花畑化なども検討してみたいかがでしょうか。	空き店舗・空き家、耕作放棄地等の活用については、基本計画にも記載したとおり、事業を推進します。ゴミの不法投棄、街中のゴミの削減については、平成 27 年 12 月に制定した「美しい村と快適な生活環境を守る条例」の啓発に努め、美しい街並みへの取り組みを推進します。	無
7	（白馬駅の展望デッキ化に関して） まずは、白馬駅前どりの電柱の地中化ありますが、白馬駅舎を展望デッキのように使えないでしょうか。 景観に関連して、しょうがないことですが有害鳥獣対策としての電気柵の設置は景観を損なうので非常に残念です。里山も大事な山岳景観の一部と思っています。	白馬駅舎の 2 階については、現在 JR 東日本が利用している状況ですが、白馬駅周辺整備検討会を JR 東日本や駅前事業者、金融機関、行政等で組織し、今後の整備方針を検討します。有害鳥獣対策については、電気柵のみに頼ることなく、農地や集落周辺の草刈りを優先して実施し、里山の景観保全に努めます。	無

No.	ご意見・ご提案の概要	村の考え方・回答	計画案の 修正の有無
8	（白馬高校との連携に関して） サービス業特に観光業の生産性が低い（非効率である）最大の理由は、訪問者の波が激しく、効率的に従業員を配置することが困難であることです。その対応策として、白馬高校生の活用を提案します。夏休み・冬休み期間中に観光業の実習として、アルバイトしてもらい、雇用する店は登録制にして、バイト料は一部を村で援助。その代わりに繁忙期に安価でバイトを活用できるメリットを享受できる店舗は村の特産物のブランド化を推進すべくメニューに取り入れていることなどを条件にする。といった案です。	白馬高校の観光業の実習については、学校や地域の事業者など地域全体で協議しながら、生徒の学びに加えて事業者も恩恵を受けられるような仕組みを研究します。	無
9	（渋滞でも楽しめる街並みにに関して） ピークシーズンの駅前（148号）の渋滞は訪問者にとってはストレスです。渋滞解消はインフラ的には難しいと思うので、発想の転換でせつかくゆっくり街を見てもらえる機会なので、何か楽しめる仕組みは作れないものでしょうか。大がかりな仕組みでなくても、グリーンシーズンであれば花の道にしたり、冬は雪像を並べたりしてはどうでしょうか。	駅前周辺の景観・おもてなしについては、上記「白馬駅周辺整備検討会」において、併せて検討します。	無
10	（雪アピールに関して） もっとも雪を資源として有効活用できないものでしょうか。水力発電もその一つですが、もっと手軽なところでは、小谷村の二番煎じかもしれないが雪中キャベツのような農産物の開発があっても良いかと思います。	ご意見をいただいたとおり、雪やその融水については白馬村の貴重な資源であり、雪室貯蔵や観光資源として、白馬大雪渓の活用も含めて、事業者と協議しながら可能性を探ります。	無

No.	ご意見・ご提案の概要	村の考え方・回答	計画案の 修正の有無
11	（「白馬三山が見えなかった日」割引に関して） 白馬に来たけど圧倒的な山岳景観を見ることができなかった、という人達には是非、また来てもらい、そのために、三山の見え方を基準に飲食店・宿泊施設・温泉施設・リフト券/ゴンドラ券などの割引券を発行してみてもいいでしょうか。 また、雨の日のエンターテインメントの一つとして、バーチャル・リアリティの技術で難コースのスキーや登山の疑似体験（例えば不帰ノ嶮など）ができないものではないでしょうか。	リピーター獲得及び雨天対策については、ご提案いただいた意見も参考に、観光局や事業者と協議しながら、実現に向けて調査します。	無
12	（ひとり親家庭の子育て支援について） 他の自治体の施策と比して、ひとり親に対する支援が手薄です。中でも、ひとり親家庭のほとんどを占める離婚家庭について、白馬村は平成 26 年試算で親の離婚を経験した子どもは、新たに約 12 人発生しています。出生数に占める割合は 25.5%。うち、離婚により一方の親に会えない子どもは約 8 人で約 18%。このペースで計算すると、村内には約 240 人の親の離婚を経験した子どもがおり、うち約 160 人が一方の親に養育される機会を失っています。これは、1 クラスに 5・6 人は該当する子どもがいる計算になります。この数は、不登校やいじめ、障害等より遥かに多い割合です。 こうして、一方の親に養育される機会を失った子どもは、自己肯定力が低下し、愛着障害を引き起こしやすいことが明らかになっています。その結果として、貧困・学力低下・いじめ・不登校・非行といった様々な困難に苛まれる蓋然性が高いことも指摘されて	離婚件数が多いことや、親の離婚を経験した子どもが多いことは、ご指摘のとおりであり、子どもたちの将来を考えると、様々な困難に苛まれる心配があることもご指摘のとおりです。 そのため、支援のきっかけとなる相談について、その体制を強化すると総合計画（案）に記述しました。 ただ、村単独では専門性の高い相談に十分に応えることができないことも想定されるため、子育てに関する交流や相談の場づくりにおける「相談支援体制を強化します。」との記述については、「関係機関・専門機関と連携しつつ相談体制を強化します。」に改めます。また、これを進める上では、いただいたご意見にも留意いたします。	有

	います。 そうした中、現在これらの子供たちへの支援は皆無で、あるのは、これらの子供たちをひとり親で育てるための親への支援です。 しかし、離婚家庭はひとり親ではありません。そこで、子供たちがひとり親で育てられる支援のための支援ではなく、子供たちがいつまでも両親によって育てられるための支援を検討するべきかと思います。 そのために、職員に研修の機会を設け理解を深める事、専門の相談窓口を用意することを提案します。 現存する相談窓口は、対応者が経験者ではないことも多い上、知識の不足から偏見に委ねられがちである上、来談者中心にならざるを得ません。ここが既存の相談窓口では離婚家庭の子どもの最善の利益に対応できない理由です。結果として法テラス～弁護士～となると、両親の争いは避けられません。この結果は家族の破壊となり、これは子どもの最も望まないことでもあります。 平成24年の民法改正によって、戸籍の届け出用紙には養育費や面会交流についての記載欄が設けられたものの、9割近くが協議離婚である現在、離婚前にそれらを協議・相談する仕組みがないままに、離婚後の子どもの養育について蔑ろのまま離婚が成立し、子供の権利が親により侵害されています。今やこの20%近い子供たちのため、チルドレンファーストで家族のあり方について支援できる施策が望まれるところです。多額の予算を要せず子どもの最善の利益に資する施策かと思います。 その他、離婚家庭に対する支援は、以下の効果ももたらします。 ・人口減少による地域の衰退を防止 離婚家庭の子は離婚を		
--	--	--	--

	連鎖する確率が高い。家族に対する良いイメージが持てず、結婚・出産ができない。 ・多文化共生 平成 26 年のハーグ条約発効に伴い、離婚についての国際間ルールが定められた。増加する定住外国人、そして国際離婚。これについても対応することで外国人住民の生活上の課題解決が図れる。 ・民法 766 条改正趣旨として、「面会交流は子どもの最善の利益に資する」と明言されており、これに対応する施策は間違いなく子どもの最善の利益となる。 ・離婚しても、両親ともに子育てに喜びや生きがいを感じられることにより、子育ての第一義的な責任を自覚できる。そのことは喪失感に伴う自殺や心中事件を防止できる。 ・離婚後も子育てをシェアすることにより、子どもは両親によって養育される機会を保障され、両親はワークライフバランスのとれた生活が送れる。		
13	（ひとり親家庭の子育て支援について） 私も自身の離婚を経験し、行政機関などに相談に行きましたが、裁判所などの法的な手続きの説明などはありませんでしたが、離婚後の養育費や面会交流について具体的な説明や相談のすることがありませんでした。 裁判所に行くことによって、より争いが増えてしまい、一番大切な子どものことが置き去りにされてしまっている現実を痛感しています。 子どもは両親に育てられることが、何より幸せなことと思います。 よって、離婚後も両親が協力して子育てができるように、両親に	上記 No.12 に対する回答のとおり、子育てに関する交流や相談の場づくりにおける記述について改めるとともに、いただいたご意見に留意して事業を進めます。	有

	子どもを中心とした話し合いをするよう支援したり、面会交流支援などについて具体的なアドバイスや知識を有した方を置いた相談窓口を設けていただきたいと思います。		
14	（ひとり親家庭の子育て支援について） 子供のいる家庭において、一方の親が窓口で離婚相談に来た場合、相手方（別居親）からも意見を聞くといった一歩踏み込んだシステムの構築できないのでしょうか？ 単純に裁判所への司法手続きを促すのではなく、別居、離婚後の子供との面会交流と養育費の支払いの話し合いは十分されているのか？といった子供中心の提案を願いたい。 近年の離婚件数の増加に伴い、上記案と第三者機関の紹介も含め離婚関係専門の窓口の設置を願いたい。	上記 No.12 に対する回答のとおり、子育てに関する交流や相談の場づくりにおける記述について改めるとともに、いただいたご意見に留意して事業を進めます。	有